



赤い羽根共同募金は、「じぶんの町を良くするしくみです。」

赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和 22(1947)年に、市民が主体の民間運動として始まりました。当初は戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、法律(現在の「社会福祉法」)に基づき、地域福祉の推進のために活用されてきました。

社会変化のなか、赤い羽根共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、平成 28 年に創設 70 周年を迎えました。



配分申請から事業実施までの流れ 令和 2(2020)年度配分申請・令和 3(2021)年度実施事業

① 配分申請

受付期間 令和 2(2020)年 5 月 11 日(月)～6 月 19 日(金)  
 申請方法 郵送又は持参により長野県共同募金会に申請書類を提出してください。

② 配分審査・配分内定

令和 2(2020)年 7 月～8 月(予定)  
 本会の配分委員会において配分審査後、理事会及び評議員会において配分計画及び目標額を決定します。新型コロナウイルス感染拡大や令和元年東日本台風等の影響による募金額の変動が見込まれるため、本年度は、配分内定団体に内定通知書を交付しない予定です。

③ 募金運動

令和 2(2020)年 10 月 1 日～令和 3 (2021)年 3 月 31 日  
 ※申請事業を実施するための募金活動を全国一斉に実施します。

④ 配分審査・配分決定

令和 3(2021)年 3 月(予定)  
 本会配分委員会において配分審査後、理事会及び評議員会において募金実績に基づき配分を決定し、配分決定となった団体には決定通知書を交付します。

⑤ 配分事業実施

令和 3(2021)年 4 月 1 日～令和 4(2022)年 3 月 31 日  
 事業実施後、交付請求及び事業報告・精算を行っていただきます。(事前交付可)  
 また、寄付者に対するお礼(ありがとうメッセージ)を作成いただきます。

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、募金及び配分の日程等が変更になる可能性があります。感染拡大状況等を踏まえ、本会ホームページ等において随時お知らせいたします。